２７生研セ第110503号
平成２８年２月９日

「革新的技術開発・緊急展開事業（うち地域戦略プロジェクト）」
審査実施要領

第１　趣　旨

「革新的技術開発・緊急展開事業（うち地域戦略プロジェクト）」の実施機関の選定に当たっては、本要領に定めるところにより、審査を実施する。

第２　評議委員会の設置

１　革新的技術開発・緊急展開事業（うち地域戦略プロジェクト）の実施機関の選定に係る審査を実施するため、「選考・評価委員会運営規則（平成１５年１０月１日付１５規則第４５号）（以下「運営規則」という。）」の第６条で組織する評議委員会（以下「委員会」という。）を研究分野ごとに設置する。

２　委員会は、次の条件を満たす者のうち、国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構生物系特定産業技術研究支援センター所長（以下「生研センター所長」という。）が、評議委員（以下「委員」という。）として委嘱した外部専門家及び行政関係者（地域農林水産業への成果の普及等を図る観点から地方出先機関の役職員を含む。）等により構成するものとする。

（１）審査に係る研究について十分な学識と評価能力を有し、公正かつ中立な立場から審査を行うことができる者であること。

（２）その氏名、所属、研究論文等の実績及び主な経歴並びにその者が行う審査結果の公表について、あらかじめ同意することができる者であること。

３　公正で透明な審査を行う観点から、研究課題提案者と利害関係を有する者は、当該利害関係を有する提案書の審査には参加できない。

利害関係を有する場合とは、委員が次の（１）から（７）のいずれかに該当する場合とする。

（１）当該提案書の中で研究課題担当者となっている場合。

（２）当該提案書の研究課題担当者と、同一の民間企業又は大学、国立研究開発法人等の研究機関において同一の部署（学科、研究領域等）に所属する場合。

（３）当該提案書の研究課題担当者と親族関係にある場合。

（４）当該提案書の研究課題担当者と直接的な競争関係にある場合。

（５）当該提案書の研究課題担当者と緊密な共同研究を行う関係にある場合。

（６）当該提案書の研究課題担当者と密接な師弟関係又は直接的な雇用関係にある場合。

（７）その他、生研センター所長が公正な判断を行うに適当ではないと判断した場合。

４　審査対象となる提案につき利害関係を有する委員は、審査の実施前までに必ず生研センター所長にその旨を通知するものとする。

５　委員会の議事は、委員の中から互選された委員長が、生研センター及び農林水産省農林水産技術会議事務局の補佐を得て、これを主宰するものとする。

６　委員は、審査により知り得た情報について、生研センター所長が認める場合を除き、外部に漏らし、又は自身の研究若しくは業務に利用してはならない。委員の職を退いた後も、同様とする。

第３　審査方法の概要、委託予定先の報告等

１　審査は、書類審査及び面接審査の２段階で行うものとする。

２　応募のあった提案書は、研究分野毎に定めた委員のうち複数名が書類審査を行う。その際、当該提案書の書類審査を行った委員の評点の平均値の高い順に面接審査の対象となる提案書を選定する。なお、各委員の採点結果の平均点（以下「平均点」という。）が６０点未満の提案書は選定しないものとする。

３　生研センター所長は、書類審査で選定した提案書について、応募者（研究グループによる応募の場合は代表機関をいう。以下同じ。）が提案書を説明する面接審査を行うものとする。

４　面接審査に際しては、生研センター所長又は委員長が必要と認めた場合には、委員以外の外部専門家等から意見を聴取することができるものとする。

５　面接審査に際して、委員長は、提案書の審査結果について、委員と意見交換を行うとともに、この意見交換の際に各委員の審査結果について確認し、必要に応じて委員から採点結果の基となった判断の理由を確認できる。なお、特定の委員の審査結果が他の多数の委員の審査結果と大きく異なるものである場合には、委員長は、当該審査結果に係る委員からその審査結果の基となった判断の理由を必ず確認しなければならない。

６　委員長は、５により行った確認の結果、当該審査結果に係る委員の判断の理由が妥当でないと判断した場合には、その委員の審査結果の全てを採用しないこととする。

７　審査の結果は、委員長が生研センター所長に報告するものとする。
　委員長は、委員会での意見交換に際し、応募者が本事業を実施することとなったときに、事業の実施に当たって留意すべき事項が提起された場合には、当該事項を生研センター所長に報告する。

第４　具体的な審査方法及び委託予定先の決定方法

１　審査は、別表の審査基準に基づいて、提案書ごとに、各委員が採点を行い、各委員（第３の６で採用しないとされた委員を除く。）の平均点を提案書の評点とする。

２　面接審査は、研究分野ごとに同一の委員が行うこととする。

ただし、第２の４により提案書の審査に加わらない委員、及びやむを得ない理由により特定の日時の審査に加わらない委員は、全委員の過半を超えないものとする。

３　第３の２で選定された提案書について、面接審査後の委員による議論を経た上で別表に従って改めて採点を行い、研究分野のバランス等を考慮しつつ、平均点の高い提案書の提案者の順に、予算額の範囲内で委託予定先とする。ただし、平均点が７０点未満の提案書は、委員会での審議の上、委託予定先としないことができるものとする。

なお、複数の研究課題が同一の得点を得ている場合、以下の順番で研究課題の優先度を決定して、予算の範囲内でより優先度の高い研究課題を採択し、委託先を決定するものとする。

（１）Ａの数が最も多い提案書の提案者を委託予定先とする。
（２）Ａが同数の場合、Ｂの数が最も多い提案書の提案者を委託予定先とする。
（３）Ａ及びＢが同数の場合、Ｃの数が最も多い提案書の提案者を委託予定先とする。
（４）以上の検討を経て、なお同数の場合にはくじ引きで委託予定先を決定する。

４　生研センター所長は、審査結果の報告を受けた場合には、速やかに選定結果を応募者に通知するとともに、委託予定先名（研究グループによる応募の場合は、研究グループを構成する全機関名）をウェブサイトにおいて公表するものとする。

５　委員長は、いずれの提案書も委託予定先として選定されなかった場合には、当該提案書に対する評価及び本委託事業の設計、公募方法等に対する委員の意見を取りまとめ生研センター所長に報告するものとする。

第５　その他

１　本要領に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項については、委員長が委員に諮って定めるものとする。
２　審査の実施に関する庶務は、生研センターが行うものとする。

附　則

この規則は、平成２８年２月９日から実施する。

別　表

「革新的技術開発・緊急展開事業（うち地域戦略プロジェクト）」
審査基準

１　実証研究型の審査基準

審査項目	審査基準・配点		
地域戦略	対象品目（経営類型）、対象地域、目指す方向性及びその目標指標は、生産性の向上等、地域の競争力強化につながるものとなっているか。	Ａ：十分　１０点 Ｂ：概ね十分　８点 Ｃ：一部不十分　６点 Ｄ：不十分な点が散見　４点 Ｅ：不十分　２点	(1)
	研究開発された成果の普及体制、成果を普及する対象者及び地域、普及手法が十分なものとなっているか。	Ａ：十分　１０点 Ｂ：概ね十分　８点 Ｃ：一部不十分　６点 Ｄ：不十分な点が散見　４点 Ｅ：不十分　２点	(2)
	新たな技術体系によって生産される農林水産物・食品の販路が確保されているなど、地域戦略実現のための実需者・消費者との連携が十分図られているか。	Ａ：十分　１０点 Ｂ：概ね十分　８点 Ｃ：一部不十分　６点 Ｄ：不十分な点が散見　４点 Ｅ：不十分　２点	(3)
研究計画	提案内容が、地域戦略を実現する上で十分かつ適切な内容となっているか。	Ａ：十分かつ適切　１０点 Ｂ：概ね十分かつ適切　８点 Ｃ：一部十分かつ適切でない　６点 Ｄ：十分かつ適切でない項目が散見　４点 Ｅ：不十分かつ不適切　２点	(4)
	提案内容の技術体系を構成する個々の要素技術が、技術的に優れているか。（既存事業での実績がある場合にはそれらとの整理・仕分けが行われているかも含む）。	Ａ：優良　１０点 Ｂ：概ね優良　８点 Ｃ：一部優れていない　６点 Ｄ：優れていない事項が散見　４点 Ｅ：優れていない　２点	(5)

研究計画	目指す技術体系が、地域戦略を実現する上で、要素技術の組み合わせとして適切な計画となっているか。	A：適切　１５点 B：概ね適切　１２点 C：一部適切でない　９点 D：適切でない事項が散見　６点 E：適切でない　３点	(6)
研究開発の実現可能性・体制	研究期間終了時までに提案内容の実現可能性があるか。 研究期間終了後においても、研究成果の検証や改良を行うなどの継続的な研究を行える体制を有するか。	A：実現可能性・体制有　１０点 B：概ね実現可能性・体制有　８点 C：一部実現可能性・体制を有していない　６点 D：実現可能性・体制を有していない項目が散見　４点 E：実現可能性・体制が乏しい　２点	(7)
技術の普及可能性・波及効果	研究開発された成果の普及の可能性はどの程度あるか。 （導入のし易さ、幅広い地域への波及可能性など）	A：普及可能性は高い　１５点 B：普及可能性はやや高い１２点 C：標準的　９点 D：普及可能性はやや低い　６点 E：普及可能性は低い　３点	(8)
研究開発費	経済的波及効果の推計は適切か。また、経済的波及効果に対して必要経費が効率的かつ妥当なものとなっているか。	A：効率的かつ妥当　１０点 B：概ね効率的かつ妥当　８点 C：一部効率的かつ妥当でない　６点 D：効率的かつ妥当でない項目が散見　４点 E：非効率かつ妥当でない　２点	(9)
合計		点	
＜コメント＞			

※　コメント欄には、研究計画の優れている点、問題点、研究計画を見直すべき点（研究内容・研究実施期間、研究開発費等）について具体的に記載願います。
　特に低い点を付した場合においては、必ずその理由を記載願います。

２　個別・ＦＳ型の審査基準

審査項目	審査基準・配点		
研究開発の趣旨	解決すべき技術的課題は明確か。	Ａ：明確　１５点 Ｂ：概ね明確　１２点 Ｃ：一部不明確　９点 Ｄ：不明確な点が散見　６点 Ｅ：不明確　３点	(1)
研究計画	提案内容及び達成目標が農林水産業の競争力強化のために十分かつ意欲的な内容となっているか。	Ａ：十分　１５点 Ｂ：概ね十分　１２点 Ｃ：一部不十分　９点 Ｄ：不十分な項目が散見　６点 Ｅ：不十分　３点	(2)
	提案内容が技術的に優れているか。	Ａ：優良　２０点 Ｂ：概ね優良　１６点 Ｃ：一部優れていない　１２点 Ｄ：優れていない事項が散見　８点 Ｅ：優れていない　４点	(3)
	開発される技術は、本事業による研究終了後に、農林水産業の現場に導入可能で、本事業による実証研究が可能な水準に到達する見込みがあるか。	Ａ：十分見込みがある　１５点 Ｂ：概ね見込みがある　１２点 Ｃ：一部見込みが無い　９点 Ｄ：見込めない項目が散見　６点 Ｅ：見込めない　３点	(4)
研究開発の実現可能性・体制	研究期間終了時までに提案内容の実現可能性があるか。 研究期間終了後においても、研究成果の検証や改良を行うなどの継続的な研究を行える体制を有するか。	Ａ：実現可能性・体制有　１５点 Ｂ：概ね実現可能性・体制有　１２点 Ｃ：一部実現可能性・体制を有していない　９点 Ｄ：実現可能性・体制を有していない項目が散見　６点 Ｅ：実現可能性・体制が乏しい　３点	(5)
技術の普及可能性・波及効果	研究開発された成果の普及の可能性はどの程度あるか。 （導入のし易さ、幅広い地域への波及可能性など）	Ａ：普及可能性・波及効果有　１０点 Ｂ：概ね普及可能性・波及効果有　８点 Ｃ：一部普及可能性・波及効果を有していない　６点 Ｄ：普及可能性・波及効果を有し	(6)

		ていない項目が散見　　４点 Ｅ：普及可能性・波及効果が乏しい　　２点	
研究開発費	提案内容に対して必要経費の積算が効率的かつ妥当なものとなっているか。	Ａ：効率的かつ妥当　　１０点 Ｂ：概ね効率的かつ妥当　　８点 Ｃ：一部効率的かつ妥当でない　　６点 Ｄ：効率的かつ妥当でない項目が散見　　４点 Ｅ：非効率かつ妥当でない　２点	(7)
合　計		点	
＜コメント＞			

※　コメント欄には、研究計画の優れている点、問題点、研究計画を見直すべき点（研究内容・研究実施期間、研究開発費等）について具体的に記載願います。
　特に低い点を付した場合においては、必ずその理由を記載願います。